

中国税務速報

2014年3月20日

●1 対外貿易総合サービス企業の輸出貨物の税還付（免除）に関する若干問題を明確化

国家税務総局は2月27日付で、「貿易総合サービス企業の輸出貨物の税還付（免除）に関する若干問題の公告」を公布しました。

当該通知により、貿易総合サービス企業は税還付（免除）を申請する際に、下記の条件を同時に満たさなければなりません。

- (1) 輸出貨物は生産企業の自社生産貨物であること。
- (2) 生産企業は輸出貨物を対外貿易総合サービス企業に既に販売済であること。
- (3) 生産企業は国外の企業または個人と輸出契約締結済であり、かつ貨物は対外貿易総合サービス企業から国外の企業または個人に直接輸出され、代金は国外の企業または個人が対外貿易総合サービス企業に支払う約定があること。
- (4) 貿易総合サービス企業が自営の方式で貨物を輸出すること。

当該公告は2014年4月1日から施行されることになります。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=480361&flag=1>

●2 最高人民法院は「会社法」の関連司法解説を修正

最高人民法院は、2014年2月20日付で、「「中華人民共和国会社法」の適用に係わる若干問題を修正する規定に関する最高人民法院の決定」を公布しました。

当該「決定」は全部で13項あり、主な内容は会社法の条項番号についての調整です。

条文の内容に変更があるのは、株主の行為が次に掲げる事由の1つに該当し、かつ、会社権益を損なうことを理由として、当該株主の出資引き上げを会社、株主又は会社債権者が請求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならないという条文です。

- (1) 虚偽の財務会計諸表を作成して利益を水増し配当したとき。
- (2) 虚偽の債権債務関係を通じて自らの出資を払い出したとき。
- (3) 関連取引を利用して出資を払い出したとき。
- (4) 法定手続を経ないで出資を引き上げるその他の行為があったとき。

当該決定は2014年3月1日より施行されます。

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/02/id/147551.shtml>

●3 上海市支払機構がクロスボーダー人民元の支払業務を展開することに関する中国人民銀行の実施意見

中国人民銀行上海総部は2月18日付で「上海市の支払機構がクロスボーダー人民元の支払業務を展開することに関する実施意見」（銀総部発「2014」20号）（以下「意見」をいう）を公布しました。当該通達によれば、業務取扱の対象企業は、上海市で設立し「インターネット支払い」の業務許可証を取得した支払機構が試験区内で本店・支店を登録・設立した機構となります。また、開始条件を下記のように規定しています。

- (1) 支払業務許可範囲にインターネット支払が含まれる。
- (2) 健全なクロスボーダー支払内部統制制度及びリスク管理措置を有する。

- (3) 業務を支持できるインフラ設備を有する。
- (4) アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ、反租税回避等の具体的な制度を有していること。
- (5) 業務許可証を取得後、直近2年間の間に重大な規定違反状況が発生していない。
- (6) その他

通達には、届出資料、取扱業務の内容、準備金の管理などの内容も明記されています。

http://shanghai.pbc.gov.cn/publish/fzh_shanghai/1400/2014/20140221153849415423080/20140221153849415423080.html

●4 外貨管理支持に関する（上海）自由貿易試験区の実施細則

国家外貨管理局上海市分局は2014年2月28日付で、「中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」（上海匯發「2014」26号）を公布しました。

通知の発行に伴い、外貨資本金を自由に元転することができるようになり、人民元専用預金口座に預けた後、自由に利用することができます。また、対外債券債務の管理の緩和、対外担保及び海外への担保料の送金に関わる行政承認手続きの取消、区内企業の国外外貨貸付金額の上限を所有者持分の30%～50%まで調整、海外ファイナンスリース債権の審査手続きの取消、中国国内ファイナンスリース業務による外貨リース料の受取可能、などが織り込まれています。

当該決定は公布日より施行されます。

<http://www.shftz.gov.cn/UpFile/2014-3-3/%E5%A4%96%E6%B1%87%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%94%AF%E6%8C%81%E8%AF%95%E9%AA%8C%E5%8C%BA%E5%BB%BA%E8%AE%BE%E5%AE%9E%E6%96%BD%E7%BB%86%E5%88%99.pdf>

●5 外貨管理局の外債転貸についての外貨管理規定

国家外貨管理局は2014年2月21日付で、「外債転貸についての外貨管理規定」の発行に関する通知」（匯發「2014」5号）を公布しました。通知の内容は主に以下のようになっています。

- (1) 外債転貸を行う際の、外貨管理局への1件ごとの登記と振替審査が取り消され、外債転貸債権者の集中登記が要求される。
- (2) 外債転貸の口座の開設許可手続きがなくなり、外債転貸の債務者は口座開設申請と外債転貸の協議書を持って銀行で口座開設手続きを行うことができる。
- (3) 外債転貸の債権者または債務者が外債転貸の協議等の書類を持って直接銀行へ国内関連資金のり替えを許可する。
- (4) 政策的な転貸の決済許可が取り消される。
- (5) 転貸の下の元金、利息の還付、外貨買取認可手続きが取り消される。

当該通知は2014年3月1日から施行されることとなります。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/jwtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjzww_store/38718c8043023e46b7dcffa62ab53948/

●6 (上海)自由貿易試験区企業年度報告の開示弁法

2014年3月3日日付で、上海市工商行政管理局が「中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告の開示弁法（試行）」と「中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿の管理弁法（試行）」を公布しました。その通達の発行によって、上海自由貿易試験区において、企業年次検査に代わる企業年度報告開示制度を先行導入しました。

弁法に基づき、自由貿易試験区の企業は毎年3月1日から6月30日までの間に、開示システムを通じて、前年度の年度報告（登録資本金の払込状況、資産状況、営業状況、従業員人数等の情報を含める）を提出・開示しなければなりません。

開示しない企業は、「経営異常名簿」に記載することになると規定しています。

当該弁法は、印刷・配布の日より施行します。

http://zwb.sh.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635302136380532823&coltype=8